五　基金造成費（第三号に掲げるものを除く。）
イ　事業運営基金
ロ　施設整備基金
ハ　維持補修基金
ニ　維持運営基金
ホ　一般事務費
（交付の期間）
第三条　交付金は、経済産業大臣が初めて第六条第一項の規定による通知を行った日が属する会計年度の開始の日から三十年間の期間に係る前条第一項の事業に要する費用について交付するものとする。
（交付金の交付限度額）
第四条　交付金の交付限度額は、毎会計年度に係る第二条第一項の事業ごとに八十四億円とする。
（交付金の交付申請）
第五条　福島県は、交付金の交付の申請をしようとする場合は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間（経済産業大臣が、特に必要と認める場合には、別に経済産業大臣が定める期間）に、様式第一による申請書二通（正本及び副本各一通）に様式第二による交付金事業計画書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
2　福島県は、前項の申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。
（交付の決定）
第六条　経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により福島県に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。
2　前条第一項の申請書が到達してから、当該申請に係る前項の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。
3　経済産業大臣は、前条第二項ただし書の場合にあっては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、第十一条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
（交付の条件）
第七条　経済産業大臣は、前条第一項の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。
一　前条第一項の規定による通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）ごとの交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。
二　交付金事業を行うため契約を締結する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の規定によるべきこと。
三　交付金事業の内容の変更をしようとするときは、様式第三による申請書二通（正本及び副本各一通）を経済産業大臣に提出し、承認を受けるべきこと。
四　交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。
五　交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、様式第四による報告書二通（正本及び副本各一通）を速やかに経済産業大臣に提出してその指示を受けるべきこと。
（申請の取下げ）
第八条　第六条第一項の規定による通知を受けた福島県（以下「通知福島県」という。）は、交付金交付決定通知書に記載された交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。
2　前項の規定による申請の取下げをしようとする通知福島県は、第六条第一項の規定による通知があった日から十五日以内に、様式第五による届出書二通（正本及び副本各一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。
（状況報告）
第九条　通知福島県は、経済産業大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第六による交付金事業実施状況報告書を経済産業大臣が要求する期日までに提出しなければならない。
（実績報告等）
第十条　通知福島県は、交付金事業が完了した日から一月を経過した日若しくは交付金事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日又は第七条第四号の廃止の承認があった日から一月を経過した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月三十日）までに、様式第七による実績報告書二通（正本及び副本各一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。
2　通知福島県は、前項の規定により実績報告を行うに当たっては、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
3　通知福島県は、第一項本文の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日又は第七条第四号の交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第八による評価報告書二通（正本及び副本各一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。
4　経済産業大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。
（交付金の額の確定）
第十一条　経済産業大臣は、通知福島県から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が第六条第一項の交付の決定の内容及び第七条の規定により付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、通知福島県に通知するものとする。
2　経済産業大臣は、前項の規定により通知福島県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、当該命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、当該命令の日から九十日以内で当該期限を定めることができる。